

1. 生活交通ネットワーク計画の変更について

「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の交付を受けて、運行を確保・維持する系統の概要等を記載した「平成27年度生活交通ネットワーク計画」について、路線別検討会議の協議結果を踏まえ、運行計画に変更が生じるため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、変更認定申請を行う。

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(抄)

(生活交通ネットワーク計画の策定)

第8条 都道府県協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定申請は、様式第1-1による生活交通ネットワーク計画認定申請書(地域間幹線系統確保維持計画の認定申請にあつては、様式第1-3による地域間幹線系統確保維持計画認定申請書)を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日(補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた者にあつては補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日、その他特にやむを得ない理由がある場合にあつては国土交通大臣の指定する日)までに大臣に提出して行うものとする。

(生活交通ネットワークの変更)

第9条 都道府県協議会等は、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定申請は、様式第1-2による生活交通ネットワーク計画変更認定申請書(地域間幹線系統確保維持計画の変更に係る認定申請にあつては、様式第1-4による地域間幹線系統確保維持計画変更認定申請書)を大臣に提出して行うものとする。

※ 本県においては、国庫補助要綱における「協議会」の役割を持つ、「奈良県地域交通改善協議会幹事会」が、生活交通ネットワーク計画の策定、変更等を行う。

2. 変更内容及び変更箇所について

○天理都祁線(奈良交通)

第5回東部A路線別検討会議の協議の結果、本系統に接続する「針インター～山辺高校～国道山添」「針インター～国道山添」系統の運行計画の変更に伴い、本系統の平日(学校休校日)の運行回数を変更。